PD－6－2

平成 29 年 4 月 11 日

日本原子力発電株式会社

「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」への対応について

「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」への対応として第 1 図に示す妥当性確認の全体の流れに従い以下の対応を行う。本対応については経過措置期間※内に実施し、一連の審査とは別に必要な許認可手続き（設置変更許可申請等）を行う予定である。

※経過措置：平成３２年５月１日以後の最初の施設定期検査終了の日まで。

(1)　発生源の調査

敷地内の固定源に加え、可動源及び原子炉制御室から半径 10km 以内にある敷地外の固定源を対象として有毒ガスの発生源調査を行う。

(2)　有毒ガスによる影響の評価

(1)で抽出された発生源に対し評価対象の特定のためのスクリーニング及び濃度評価を行う。対象地点は原子炉制御室に加え，緊急時対策所及び重要操作地点とする。

(3) 対策の実施

(2)影響評価の結果を踏まえて以下の対策を必要に応じて行う。

・有毒ガスの発生及び到達検知設備の設置

・発生または到達の検知を伝達する通信連絡手順及び実施体制の整備

・防護装置（換気空調設備の改造又は空気呼吸具の配備）の整備

・敷地外可動源等対象発生源が特定されない有毒ガスの発生に対処するための防護具の配備

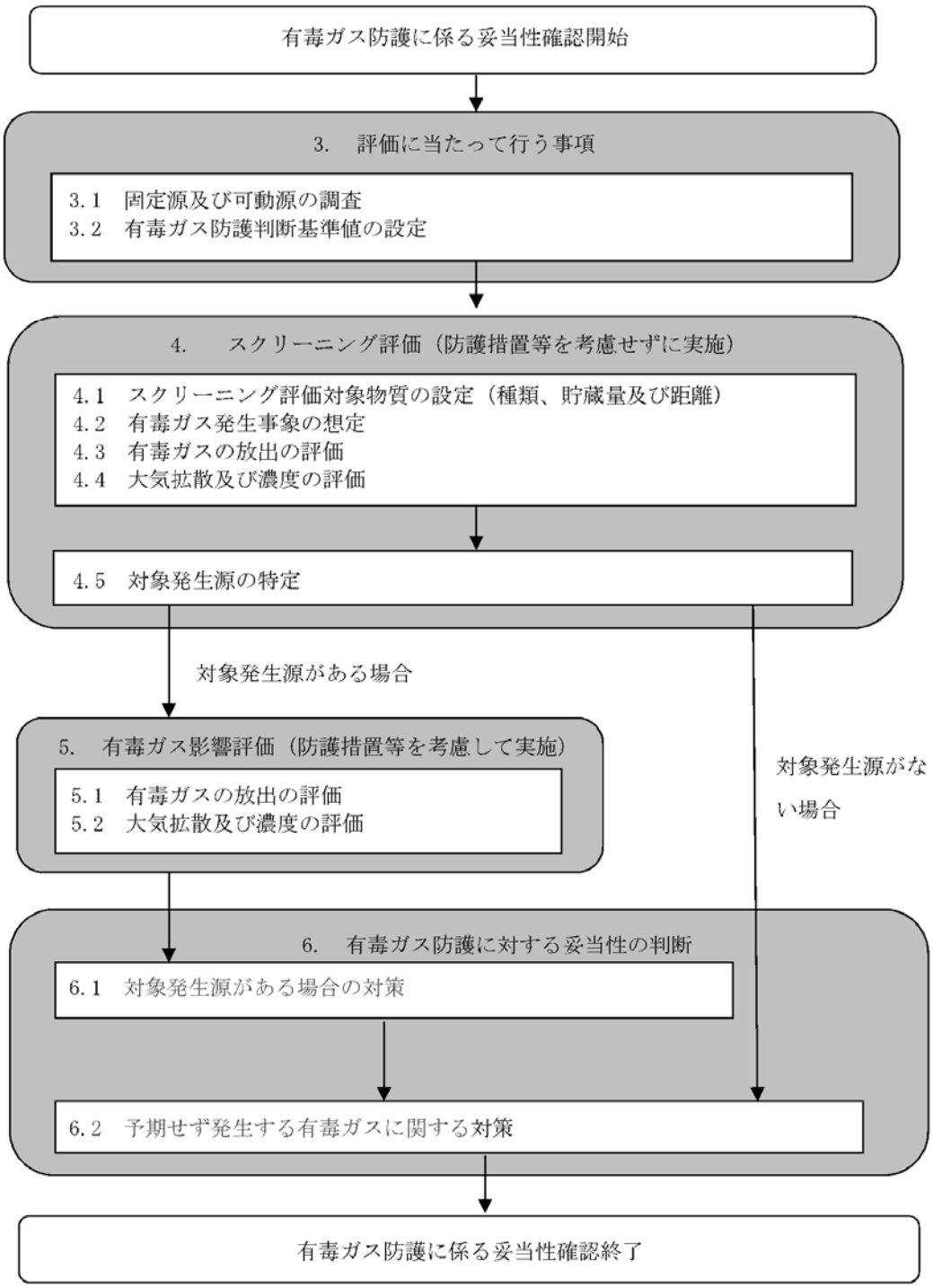

第１図　妥当性確認の全体の流れ